

社会参加

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

町は社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会へ手話通訳者派遣等の委託をしています。

●問合せ 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

移送(外出支援)サービス

単独で、公共交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者や身体の不自由な方などが通院等の際に、リフト付自動車による移送サービスを行います。

●対象者 町内在住の社協会員の方で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳所持者
- ・要介護認定・要支援認定を受けている方
- ・肢体不自由、内部障害等、その他の障がいを有する方

●利用料 1時間600円(以降30分ごとに300円)

●窓口 鳩山町社会福祉協議会 TEL 296-5296 及び 298-5772

ハンディキャブ(車椅子用リフト付自動車)の貸出

身体の不自由な方や介護を必要とする方の通院や旅行、社会参加を支援することを目的にハンディキャブ(車椅子用リフト付自動車)の貸出しを行います。

●対象者

町内在住の社協会員の方で、外出時、車椅子を必要とする方

●内容

車椅子用リフト付自動車(オートマチック車)を貸出します。貸出し期間は1回につき2日間、月3回までです。

●利用料

無料 ※ただし、燃料代(ガソリン)、有料駐車場料金等は利用者負担となります。

●窓口 鳩山町社会福祉協議会 TEL 296-5296 及び 298-5772

駐車禁止適用除外

警察署で標章の交付を受けた場合、駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨げにならなければ駐車できます（全国共通）。駐車禁止除外の標章の交付を受けた身体障がい者等本人が現に使用中の車両が除外対象となります。ただし、現場警察官の指示に従ってください。手続きや利用方法等に関しては警察署までお問い合わせください。

●対象者

- ・視覚障害 1 級～3 級までの各級及び 4 級の 1
- ・聴覚障害 2 級及び 3 級
- ・平衡機能障害 3 級
- ・上肢不自由 1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
- ・下肢不自由 1 級～4 級までの各級
- ・体幹不自由 1 級～3 級までの各級
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - 上肢機能 1 級及び 2 級(上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
 - 移動機能 1 級～4 級までの各級
- ・心臓機能障害 1 級及び 3 級
- ・じん臓機能障害 1 級及び 3 級
- ・呼吸器機能障害 1 級及び 3 級
- ・ぼうこう又は直腸の機能障害 1 級及び 3 級
- ・小腸機能障害 1 級及び 3 級
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1 級～3 級までの各級
- ・肝臓機能障害 1 級～3 級までの各級
- ・療育手帳 ㊦及び A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ・小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症に限る）

●窓 □ 西入間警察署 TEL 049-284-0110

身体障害者補助犬(介助犬、聴導犬、盲導犬)の給付

盲導犬等を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方に盲導犬等を給付します。

※給付にあたっては、訓練施設で合宿訓練が必要となります。

●窓 □ 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

手当・年金

障害年金

1. 障害基礎年金

●対象者

国民年金加入中、または60歳から65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある病気、けがで、初診日から1年6ヶ月以上経過した日（65歳まで）又は経過以前に治った日に、一定の障がいのある状態にあるときに受けられます。ただし、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

また、20歳前に障がい者と認定された方は、20歳になった時から受けられますが、その方の所得状況により一部または全部が支給停止されることがあります。

※年金額は年度により変更されます。

●窓 口 町民健康課 保険年金担当 TEL 296-5891

2. 障害厚生年金

●対象者

厚生年金保険加入中に初診日のある病気、けがで、初診日から1年6ヶ月以上経過した日（65歳まで）または経過以前に治った日に、一定の障がいのある状態にあるときに障害厚生年金が受けられます。初診日から5年以内に病気、けがが治り軽度の障がいが残った場合は障害手当金（一時金）が受けられます。

ただし、年金手当金ともに、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

●窓 口 川越年金事務所 TEL 049-242-2657

在宅重度心身障害者手当

在宅の重度心身障がい者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的として支給する手当です。

●対象者

- ・身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方
- ・療育手帳 $\text{\textcircled{A}}$ ・A をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方
- ・超重症心身障がい児と町長が認めた方
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあると町長が認めた方

※ただし、以下の方は支給の対象外となります。

- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給している方
- ・施設に入所している方
- ・前年の所得により、住民税が課税されている方
- ・65 歳以上の新規手帳取得の方

●手当額 月額 5,000 円

●窓 □ 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

障がい児育成手当

重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする児童を養育している保護者に、障がい児の福祉の増進を図るため支給される手当です。

●対象者

鳩山町に住所を有し、在宅で障害児福祉手当を受給している 20 歳未満の者を養育している保護者

●手当額 月額 5,000 円

●窓 □ 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある児童を、家庭において養育している方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

●対象者

法律に定められた障がいの基準に該当する 20 歳未満の児童を養育している保護者

※障がい児が施設に入所している場合、障がい児が児童の障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合は、手当が受けられません。

●窓 口 町民健康課 町民サービス・子育て支援担当 TEL 296-5891

特別障害者手当

身体又は精神に著しい重度の障がいがあり、日常生活において介護を有する方に支給される手当です。

●対象者

20 歳以上であって、身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（国民年金 1 級程度の障害が重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）

※施設に入所中の方及び継続して 3 か月を超えて病院等に入院している方は手当が受けられません。

※鳩山町在宅重度心身障害者手当と重複して給付はできません。

※本人又は配偶者若しくは扶養義務者に一定額以上の所得がある場合には支給停止となります。

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

障害児福祉手当

身体・知的・精神に重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする児童に支給される手当です。

●対象者

20歳未満であって、身体障害者手帳の1級の一部及び2級の一部の方、療育手帳 $\text{\textcircled{A}}$ の方、並びに常時介護を要する精神障がい者その他これと同程度の方

※障がいを支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所中の方は除きます。

※鳩山町在宅重度心身障害者手当と重複して給付はできません。

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡又は重度の障がいとなった場合、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

●対象者

障がいのある方を扶養している保護者であって、次のすべての要件に該当する方

- ・県内に住所があること
- ・加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- ・特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

障がいのある方が次のいずれかに該当すること

- ・知的障害
- ・身体障害者手帳1級～3級
- ・精神または身体に永続的な障がいのある方で、その障害の程度が上記と同程度と認められる方

●内 容

保護者が死亡、または重度の障がい状態になった場合、障がいのある方に年金が支給されます。(障害のある方1人につき2口まで加入できます。1口＝月額20,000円、2口＝月額40,000円) また、1年以上加入した後、保護者の生存中に障がいのある方が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

税・公共料金等

所得税・住民税等の優遇

1. 所得税の障害者控除

●対象者

納税者本人又はその同一生計配偶者や扶養親族で心身に障がいがある方は、次の額の所得控除を受けられます。

●内 容

控除区分	特別障害者	障害者
障害の程度	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 1 級又は 2 級 療育手帳Ⓐ、A 精神障害者保健福祉手帳 1 級 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 3 級～6 級 療育手帳 B、C 精神障害者保健福祉手帳 2 級又は 3 級
控除額	所得金額から 40 万円が控除されます。 ※同居の親族の場合は 75 万円	所得金額から 27 万円が控除されます。

●窓 口 東松山税務署 TEL 0493-22-0990

※給与収入がある方は、年末調整で可能な場合があります。勤務先の給与担当へお問い合わせください。

2. 住民税の障害者控除・非課税

●対象者

納税者本人又はその同一生計配偶者や扶養親族で心身に障がいがある場合は、次の額の所得控除を受けられます。

●内 容

控除区分	特別障害者	障害者
障害の程度	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 1 級又は 2 級 療育手帳Ⓐ、A 精神障害者保健福祉手帳 1 級 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 3 級～6 級 療育手帳 B、C 精神障害者保健福祉手帳 2 級又は 3 級
控除額	所得金額から 30 万円が控除されます。 ※同居の親族の場合は 53 万円	所得金額から 26 万円が控除されます。
本人の所得金額が 125 万円以下であるときは、非課税となります。		

●窓 □ 税務会計課 賦課担当(住民税) TEL 296-5892

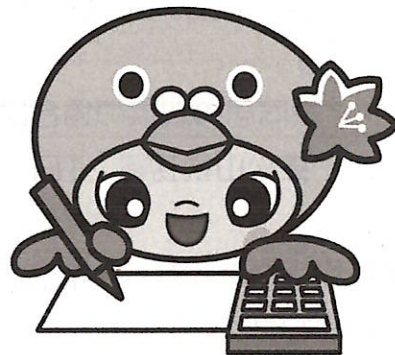
※税務署で所得税の申告をした方は、役場（税務会計課）への申告は不要です。

※給与収入がある方は、年末調整で可能な場合があります。勤務先の給与担当へお問い合わせください。

3. 相続税の障害者控除

相続または遺贈により財産を取得した法定相続人で、心身に障がいのある方は（85歳未満に限ります）は、控除を受けることができます。

●窓 □ 東松山税務署 TEL 0493-22-0990



軽自動車税・自動車税・自動車取得税の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで、かつ、障害の程度が一定以上の方のためにもっぱら使用される自動車について、障がい者1人につき1台に限り、自動車税と自動車取得税が減免されます。

●対象者

- ① 埼玉県に居住し、障害者手帳等の交付を受けている方のうち、下の表に該当する障がいをお持ちの方
- ② ①に該当する方と生計を同一にする方
- ③ 個人名義の自家用車で障がいをお持ちの方の通院、通学、通所または生業のために使用される自動車

●減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害区分		減免の対象となる障害の級	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級	
	体幹	1級～3級、5級	
	聴覚	2級、3級	
	視覚	1級から3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）	
	音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る。）	
	平衡機能	3級	
	上肢 ※主に手や腕	1級、2級	
	下肢 ※主に足	1級～6級まで	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級～6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能又は肝臓		1級～3級まで	
療育手帳		㊦又はA	
精神障害者保健福祉手帳		1級かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準ずる。	

(注) 障害名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級(上肢〇級、下肢〇級など)を確認します。例えば、障害名が「左上下肢機能障害」の「3級」であっても、これを個別に確認して上肢4級・下肢7級である場合には、減免できません。

※詳細については下記窓口へお問い合わせください。

●窓 口

自動車税

- ・埼玉県自動車税事務所 課税第二担当 TEL 048-658-0227
- ・埼玉県自動車税事務所 熊谷支所 TEL 048-532-8011
- ・東松山県税事務所 TEL 0493-23-8908

軽自動車税

- ・税務会計課 賦課担当(資産税) TEL 296-5892

NHK放送受信料の減免

障がいのある方を対象としたテレビの放送受信料の減免制度があります。長寿福祉課で免除の証明を受けて、書類をNHKへ提出してください。

●対象者

障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準は次のとおりです

◆全額免除

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員におり、世帯全員が市町村民税非課税の場合

◆半額免除

- ・視覚障害又は聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ、A又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

鉄道・バス・航空運賃の割引

1. JR運賃の割引

●対象者及び内容

区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種身体障害者とその介護者 第1種知的障害者とその介護者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全線
第1種及び第2種身体障害者 第1種及び第2種知的障害者 (単独利用の場合)	普通乗車券	5割	JR及び連絡会社線及び航路の片道の営業キロが100kmを超えるもの
12歳未満の第2種身体障害児とその介護者 12歳未満の第2種知的障害児とその介護者	定期乗車券	5割	全線

●窓 口 各JR窓口

※各私鉄も割引を行っていますが、取り扱いが異なる部分があるため、直接各社へお問い合わせください。

2. バス運賃の割引

●対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健手帳をお持ちの方（写真添付の手帳が必要です。）
- ・施設入所者（児）

●内 容

県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、バスの定期券は3割引です。（小児定期券は割引されません。）また、第1種身体障害者、療育手帳を所持している知的障害者及び要介護の施設入所者（児）は、付添の方も割引が受けられます。

●**手続方法**

手帳の提示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者（児）として割引を受ける方は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

●**窓** □ 各バス会社

3. 国内航空運賃の割引

●**内 容**

対象者、割引運賃額は、航空運送事業者又は路線によって異なります。

●**窓** □ 各航空会社

タクシー運賃の割引

乗車時に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示することにより割引（1割）が受けられます。

※精神障害者保健福祉手帳所持者への割引適用の有無については、各タクシー事業者により異なりますので、対象となるか確認をお願いいたします。

●**窓** □ 各タクシー事業者

NTT番号案内の料金減免

104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

●**対象者**

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、視覚障害1～6級または、肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1、2級の方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●**窓** □

NTT東日本 ふれあい案内（無料番号案内）

フリーダイヤル 0120-104174（全国共通）

受付時間：午前9時～午後5時（月曜日～金曜日）

※土・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

携帯電話基本使用料等の割引

障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、各携帯電話事業者の割引制度を利用することができます。

- 窓 □ 各携帯電話事業者

利子所得等の非課税

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方、障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当等を受給している方など、金融機関等で手続きをすることにより、預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

※非課税対象となる額が決まっております。詳しくはお問い合わせください。

- 窓 □ 金融機関等

有料道路通行料金の割引

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方に対して、有料道路通行料金の割引が受けられます。

●対象者

◆障害者ご本人が運転される場合

- ・身体障害者手帳の交付を受けているすべての方

◆障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合

- ・身体障害者手帳または療育手帳の第1種の手帳の交付を受けている方

※ 第1種、第2種の区別は手帳に表示されています。

●内 容

通行料金を支払う料金所において、ETCを利用するか、登録された手帳を提示し、割引（通常料金の半額）を受けられます。

●対象となる車

自動車検査証に「自家用」とあり、かつ、所有者が個人名義のもので、用途が「乗用」のもの（それ以外はお問い合わせください。）

●手続きに必要なもの

◆E T Cをご利用にならない場合

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ③ 運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ）

◆E T Cをご利用になる場合

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ③ 運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ）
- ④ E T Cカード（障がい者ご本人名義のもの。ただし、障がい者が18歳未満の場合、保護者のものも可）
- ⑤ E T C車載機の管理番号が確認できるもの（E T C車載機セットアップ申込書・証明書等）

●窓 □ 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

郵便物の減額及び無料扱い

	内 容	減免率	備 考
点字郵便物等の無料扱い	点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物	無料	点字用紙、盲人用録音郵便物は指定盲人施設の発受するものに限る
心身障害者用低料第三種郵便物の料金適用	心身障害者団体が発行する第三種郵便物	① 月3回以上発行の新聞50グラムまで8円 ② その他50グラムまで15円	第三種郵便物の承認を受けることに加え、心身障害者団体であること等を証明する資料が必要
ゆうパック ゆうメールの減額	点字ゆうパック	点字ゆうパック運賃表による(30キログラム以下)	
	聴覚障害者用ゆうパック	聴覚障害者用ゆうパック運賃表による(30キログラム以下)	聴覚障害者用ビデオテープ等の録画物を内容とし、聴覚障がい者と指定施設との間で発受されるものに限る
	心身障害者用ゆうメール	心身障害者用ゆうメール運賃表による	身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で発受されるものに限る

●窓 □ 各郵便局

障がい等に関する相談

総合相談支援窓口

高齢者、子ども、障がい者やその家族等全ての地域住民の生活の課題について、分野にとらわれない相談に応じるとともに、支援機関と連携し支援を行います。

●内 容

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者、その他生活の困りごとの相談

●窓口対応時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※電話等による相談 午前8時30分～午後5時15分

●窓 口 鳩山町総合福祉センター 1階

鳩山町大豆戸 183-5

TEL 298-5772 FAX 296-0363

入間西障害者基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題に関する相談に応じるとともに、情報提供、権利擁護のための援助などを行います。入間西障害者基幹相談支援センターでは、専門相談員による三障がい一元化の相談支援を行います。また、就労相談についても専門機関と連携し支援を行います。

●内 容

- ・各種専門機関や社会資源などの情報提供、紹介
- ・生活面での悩みや心配ごと、将来の不安などについて相談
- ・制度に関することや福祉サービスの利用について相談

●窓口対応時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

●窓 口 入間西障害者基幹相談支援センター

毛呂山町小田谷 30-1 ワンダーハウス内

TEL 049-277-4275 FAX 049-277-4276

埼玉県西部福祉事務所

生活保護等の相談指導、援護などの福祉サービスを提供し、町との連携のもとに住民福祉の充実を図っています。

- 窓 □ 西部福祉事務所
坂戸市石井 2327-1
TEL 049-283-6780 FAX 049-283-7897

埼玉県総合リハビリテーションセンター

リハビリのための医療・訓練を行うほか、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく更生相談所業務などの相談事業を行っています。

◇身体障害者更生相談

身体障がい者に関する専門的な相談・援助を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、また、補装具の処方及び適合判定を行っています。

◇知的障害者更生相談

18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行っています。

- 窓 □ 埼玉県総合リハビリテーションセンター
上尾市西貝塚 148-1
TEL 048-781-2222 (代表) FAX 048-781-2218

※相談等の申し込みは役場長寿福祉課窓口で受け付けています。

川越児童相談所

18歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、一時保護等を実施し、それぞれの問題解決に必要な指導援助を行っています。

- 窓 □ 川越児童相談所
川越市宮元町 33-1
TEL 049-223-4152 FAX 049-224-5056

埼玉県立精神保健福祉センター

埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、心の病気の予防や治療及び精神障がい者の社会復帰訓練を総合的に行っています。

◇精神保健福祉部門

精神的な不安や悩み、飲酒問題や薬物乱用など精神保健福祉に関する相談を行っています。

◇社会復帰部門

精神障害があつて、主治医が利用を必要と認めた方を対象とする通所訓練や宿泊訓練を行っています。

※電話で、相談・見学の予約をして下さい。

- 窓 □ 埼玉県立精神保健福祉センター
北足立郡伊奈町小室 818-2
TEL 048-723-3333 FAX 048-723-1550

※「埼玉県こころの電話」として、家庭や学校の悩み、人間関係などのこころの健康についての相談専用電話を設置しています。

TEL 048-723-1447 平日午前9時～午後5時。

埼玉県精神科救急情報センター ホットライン

夜間・休日の緊急的な精神医療相談を受け付けています。相談内容に応じて、助言や医療機関の紹介を行います。

- 専用ダイヤル 048-723-8699
- 受付時間 平日（月曜日～金曜日） 午後5時～翌日午前8時30分
休日（土・日・祝） 午前8時30分～翌日午前8時30分
- 窓 □ 埼玉県精神科救急情報センター（埼玉県立精神保健福祉センター内）

こころの健康相談

こころの健康問題を抱える方の不安や悩みに対して、専門スタッフがご相談をお受けします。

●窓 □ 鳩山町保健センター TEL 296-2530 FAX 296-2832

鳩山町社会福祉協議会

生活福祉資金や日常生活自立支援事業などの窓口となっています。

●窓 □ 鳩山町社会福祉協議会
鳩山町大豆戸 183-5 鳩山町総合福祉センター 2階
TEL 296-5296 FAX 296-3866

坂戸保健所

感染症や難病に関する相談や子供の心の健康相談を行っています。また、精神保健に関する普及啓発や相談の受付、精神障害者の社会復帰対策等の精神保健福祉サービスを市町村と連携して提供しています。

●窓 □ 坂戸保健所
坂戸市石井 2327-1
TEL 049-283-7815 FAX 049-284-2268

権利擁護センター

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい障がい者や認知症高齢者が、安心して日常生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向け支援します。

●窓口対応時間

◇生活相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
※祝日、年末年始を除く

◇法律相談 水曜日・金曜日 午後1時～2時30分 ※要予約

●窓 口 権利擁護センター（社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会）
さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-822-1204 又は TEL 048-822-1240
FAX 048-822-1406

埼玉県運営適正化委員会(福祉サービス苦情相談)

利用者と事業者との話し合いで解決ができなかったり、事業所に伝えにくい苦情や不満などについて相談を受け、解決に向けての支援をします。

●窓口対応時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
※祝日、年末年始を除く

●窓 口 埼玉県運営適正化委員会
さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-822-1243 FAX 048-822-1406

民生委員・児童委員・主任児童委員

障がい児・者や地域の要援護者の自立更生を援助指導するとともに、関係機関との協力のもと社会福祉の増進に努めています。また、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する者として、地域を担当する児童委員と一体となって活動しています。

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当
TEL 296-1241 FAX 296-3390